

ひたちなか市教育委員会会議録

平成30年 第10回 ひたちなか市教育委員会 9月定例会 会議録					
平成30年8月29日		開会 午後2時00分		閉会 午後3時20分	
○場 所	第3分庁舎 防災会議室1				
○出席委員	教育長 野沢 恵子		委 員 西野 信弘	委員 白石 愛子	委員 石川 拓也
○欠席委員		委 員 石田 厚子			
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			福地 佳子	出席
	参事兼総務課長			井上 亨	出席
	参事（教育担当）			橋本 清文	出席
	参事兼指導課長			檜村 嘉通	出席
	施設整備課長			澤島 恵一	欠席
	学務課長			小澤 功	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			根本 光恵	出席
	参事兼青少年課長			堀江 貴美代	出席
	青少年課副参事			植野 健一	出席
	中央図書館長			笹沼 義孝	出席
	○事務局員	総務課係長			狩谷 智則
総務課主事			及川 茂	出席	
○議 事					
1 議案	議案第24号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の制定について【公開】			
	議案第25号	ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について【公開】			
2 その他	(1)	平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備等に関する報告会について【公開】			
	(2)	洋上学習及び自然体験キャンプの報告について【公開】			
	(3)	熱中症対策研修会の報告について【公開】			

平成30年第10回ひたちなか市
教育委員会9月定例会会議録

開会 14:00

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第24号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の制定について

青少年課長 議案第24号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。

改正理由としましては、平成30年4月1日に発令されました厚生労働省令第46号「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び規定の明確化がされたことから、本規則の改正を行おうとするものです。

現在、「ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則」第7条第3項で、放課後児童支援員の資格要件が第1号から第9号に定められています。

このうち第4号「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」として、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定していますが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正します。

また、第9号の次に新たに第10号を加えて「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、教育委員会が適当と認めたもの」を新設することにより、一定の実務経験があり、かつ教育委員会が適当と認めた者に対象を拡大することとしたものです。

この規定を加えたことにより、高等学校を卒業していない者にも、都道府県が行う研修を受講する資格が出来て、「研修を修了した者」が放課後児童支援員としての資格を持ち学童クラブに従事することになります。

【質疑、意見等】

西野委員 教育職員免許法第4条に規定する免許状の取得資格には、年齢制限はありますか。

教育担当参事 年齢制限はありません。

西野委員 現役の教員で、放課後児童支援員を兼務している方はいるのですか。

青少年課長 兼務している方はおりません。

石川委員 改正後の条文では「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」となっていますが、これは、改正前の条文で明記していた、学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の免許状を有する方も含まれているという解釈でよろしいですか。

青少年課長 そのとおりです。

- * 議案第24号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の制定について、全員一致で承認されました。

議案第25号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について

青少年課長 議案第25号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

改正の理由としましては、市が運営する学童クラブについて、放課後児童支援員の嘱託職員化や設備等の充実を図るため、係る経費の一部を受益者負担の適正な実施の観点から有料化するにあたり、必要な事項を定めるため、本要綱の改正を行おうとするものです。

改正内容としては、第3条第3号に「保護者」の規定を加え、第5条（入会の申込み等）に添付する書類を、同条第1項第1号の「保護者の雇用証明書」のみだったものを、利用する理由の区分に応じて、アからオまでに定める書類を明記しました。また、同条同項に第2号として、生活保護法の規定による世帯等を証する書類をアからウに記載しました。この書類を添付することで、後ほど説明いたしますが保育料の額が変更となります。さらに同条に第3項を追加して、申込書の記載事項の変更が生じた場合には速やかに届け出ることを明記しました。第6条は文言の整理を行いました。

第8条の保育料については、今まで無料としていたところを、納入方法として、利用する月の28日までに納入通知書兼領収書（様式第6号）又は、口座振替の方法で納付することに改め、第8条の2第1項で保育料の額を別表に明記し、利用日数にかかわらず定額としました。1月当たりの保育料は、8月以外は2,000円、8月のみ4,000円となりますが、生活保護世帯など及び災害その他の事由により、保育料を納付することが著しく困難であると教育委員会が認める世帯は0円となります。同条第2項では、世帯の区分が変更となる事由が生じた場合に必要とする書類の提出、同条第3項では変更後の保育料の額の通知、同条第4項で

変更保育料の適用時期を事由が生じた月の翌月以後としました。これらは別表の備考欄にも明記しました。第8条の3で既納の保育料の返還はしないこととしていますが、第1号から第3号に掲げる場合のみ返還することとします。

また、様式第1号「学童クラブ入会申込書」については、利用予定月や利用区分を設け、裏面には必要な添付書類を明記しました。さらに様式第2号「雇用証明書」につきましても、注意事項を追記しました。様式第3号「学童クラブ入会承認通知書」には、「保育料の額」と「利用予定月」を新たに追加するなど、様式第7号から第10号まで、それぞれ様式の改正を行います。

【質疑、意見等】

- 白石委員 学童クラブの保育料は、毎月納付することになるのですか。
- 青少年課長 そうです。基本的には口座引落で納付いただくことを予定しており、学童クラブ入会申込書にて、利用予定月に丸をつけてもらうようにして、その月ごとに口座引落を行います。口座引落の依頼が間に合わない場合や、口座引落を希望しない場合には、様式第6号の学童クラブ保育料納入通知書兼領収書を渡して、銀行で納めていただくようになります。
- 白石委員 開設時間等の関係で、市立学童クラブと民間学童クラブの両方を利用している方や、学校にお迎えに行くまでの少しの時間だけ市立学童クラブに預けている方も多いと思うのですが、今回の市立学童クラブの有料化で負担が増えてしまうので心配です。
- 青少年課長 今までは無料だったので、お迎えに来るまでの間の一時滞在という利用者もおりましたが、今回の有料化に伴い、そういった方からも保育料をいただくこととなります。お迎えが来るまでの時間、子ども達だけで待っている場所が確保できればいいのですが、なかなか難しいと思います。
- 石川委員 市立学童クラブには定員があるかと思いますが、今後、有料化に伴って定員を増やすとか、有料化によるメリットを出せれば良いと思うのですが、いかがですか。
- 青少年課長 今までは、無料なので実際にはほとんど利用しなくてもとりあえず市立学童クラブに入会しておく、という方も何人かいたと思うのですが、今回の有料化によって退会する方が出てくるのではないかと予想しています。また、今後学童クラブ専用の施設を建設することを計画しておりますので、待機児童が出ないよう、利用人数の多い学校はクラブ数を増やすなど、検討しております。
- 西野委員 市立学童クラブには、学年の制限はありますか。
- 青少年課長 1年生から4年生までとなっております。
- 西野委員 夏休みの期間である8月の保育料は月額4,000円となっておりますが、この期間の1日の開設時間はどうなっていますか。

青少年課長 夏休みの期間中などは、午前8時から午後6時まで開設しています。
西野委員 学童クラブで1日預かる場合には、昼食はどのように対応しているのですか。
青少年課長 1日利用する方は、お弁当と午前・午後のおやつを持参してもらうようにしています。

- * 議案第25号 ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示について、全員一致で承認されました。

その他（1）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備等に関する報告会について

総務課長 それでは、その他の（1）平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区統合校整備等に関する報告会の結果等についてご報告させていただきます。

まず、報告会の参加人数等についてご報告いたします。7/9 磯崎小学校、7/10 阿字ヶ浦小学校、7/13 平磯小学校で開催し、3会場の参加者合計は、保護者55名、地域住民23名、その他6名の84名でした。保護者の内訳は記載のとおりですが、開校時である2021年度（平成33年度）に中学校3年生になる現在の6年生の保護者の参加が多かったのが特徴的でした。その中でも特に、阿字ヶ浦小学校の保護者の参加が多く、これまで小学校から中学校にそのまま上がっていた環境が、今回の統合で激変することに対し、児童・生徒に与えるメンタル面、部活動や受験対策などに、多くの不安を抱えていることが伝わってきた状況であります。

次に、報告会の概要についてですが、今回の報告会については、1.「現在の進捗状況について」と、2.「今後の主なスケジュール」について報告しております。

まず、1.「現在の進捗状況について」ですが、(1)学校運営などに関することについて、学校運営等検討部会での検討事項を説明しております。①学校の校種は「義務教育学校」とすること、②学年の区切りについては、記載のとおり教育のねらいを定めた「4-3-2制」の導入、③教育課程については、5・6年生に一部教科担任制を導入すること、④統合までの行事等については、児童・生徒の交流・融和を図るため、統合前の平成31・32年度に遠足や宿泊学習等の行事を、合同で実施することを計画していること、⑤その他の検討事項として、記載の内容等を検討していることを報告いたしました。次に(2)学校施設計画に関することについて、施設設備等検討部会から完成した学校施設基本設計の概要について、記載の施設面積等の内容と鳥瞰図や平面図等を用いて説明をいたしました。次に(3)通学に関することとして、通学等検討部会より検討事項を報告しております。内容としましては、①通学に関する基本的な考え方として、児童生徒の通学の安

全性を最優先とし、ア. 統合校までの距離が小学生は1.5 kmまで、中学生は2 kmまでを徒歩通学の標準的な距離とすること、イ. この距離を上回る場合は、最寄りの湊線既存駅から統合校至近の新駅まで湊線を利用すること。ウ. ただし、ア. の距離以内であっても、希望する場合には、湊線利用を可とすること。②原地区の通学方法についてですが、原地区については、統合校及び最寄りの阿字ヶ浦駅まで距離があることから、小学生、中学生ともに、原地区と阿字ヶ浦駅間については、路線バス、スマイルあおぞらバスを活用し、阿字ヶ浦駅と新駅間は湊線を利用することとしたこと、また、これまでは原地区の中学生は自転車通学を許可してきましたが、通学途中には狭隘な道路もあることから、統合校において自転車通学は認めない方針としたことを伝えております。次に、③湊線利用に対する負担の考え方について、学校の統合により湊線を利用することは、教育政策による新たな通学方法になることから、湊線利用によって発生する保護者の「新たな費用負担」（湊線の運賃）については、市が負担すること。④としまして、記載のとおり通学路選定の考え方について説明をしております。次に(4)校名等に関することとして、校名等検討部会より校名、校章、校歌、制服、体操服、後期課程（中学校）用のスクールバッグを決定していくうえで必要な「検討方針」を定めるための保護者アンケートの実施内容について報告いたしました。なお、報告会時点ではアンケート実施中でしたが、7月31日をもって調査は終了しております。対象者世帯371に対し、335世帯に回答していただきましたので、回収率は90パーセントとなっております。現在、集計も終わっており、その結果に基づいたそれぞれの検討方針を現在策定中であります。

そして、2.「今後の主なスケジュール」として、今年度は10月に統合校の基本構想を策定するとともに、来年2月には学校施設に係る実施・詳細設計を完成させ、2019年度には統合校の「実施計画の策定」、更には建設工事に着手、2020年度には前年度より継続する建設工事に加え、周辺道路や新設する湊線の駅の整備工事を経て、2021年4月に開校することを報告いたしました。以上が報告会の説明概要であります

最後に、各学校での質疑応答を掲載しております。時間の関係上、詳しい説明は省略させていただきますが、冒頭でも触れましたとおり、保護者からは統合することによる児童・生徒の心のケアについて、部活動に関して統合前からの合同練習や合同チームの結成について、更には湊線による通学に対するご質問などが寄せられました。また、地域住民からは義務教育学校としての学校運営の在り方や周辺道路等の整備についてご質問があったところです。これら頂戴しましたご意見を参考として、今後の統合校整備等を着実に進めてまいりたいと考えております。

石川委員 通学については、湊線の利用を基本として、原地区については路線バスやスマ

イルあおぞらバスを活用するということですが、開校時の平成33年度の1年間の通学にかかる予算は、どの程度を見込んでいますか。

学務課長 仮に児童・生徒が全員湊線を利用した場合、1年間で約1,300万円を見込んでいます。自宅から統合校までの距離が近い児童・生徒もおりますので、湊線の利用者は全体の6~7割ではないかと予想しています。

石川委員 結構大きな額ですが、安全面を考えれば、その手段が一番良いかと思えます。次に、原地区からの通学手段として自転車が利用できないという点については、保護者の反応はいかがでしたか。

学務課長 昨年の段階から、何度か地域にご説明しているところですが、まだ一部の保護者にはご納得いただけてはいないのかなとは思っています。現在の阿字ヶ浦中までの通学路はほぼ安全な道路が確保されているのですが、統合校への通学のために阿字ヶ浦駅へ行くまでの道路は、安全面が懸念される箇所があり、また、路線バス等を活用できるという条件もあります。そのような状況を勘案して、学校とも協議した上で、自転車通学は認めないこととしましたので、引き続き、安全面を一番に考えているというご説明をしていきたいと考えています。

石川委員 通学時のことは納得したとしても、例えば、土日の部活動の際には自転車の使用を許可してほしい、といった話が出るかもしれません。そういった部分も含めて、ガイドラインは今の内からしっかり考えたほうがよいと思えます。

また、校名についてですが、地域で使っている会合や団体等の名称が校名に入らないよう、そういったところにも気を配ったほうがよいと思えます。

総務課長 校名について、アンケート調査では、地区を中心とした公募を、という結果が多く、色々な候補が挙がってくると思えます。決定にあたっては、教育委員会のみで決めるのではなく、自治会長など地域の方にも入っていただきたいと考えています。

白石委員 路線バスやスマイルあおぞらバス、湊線は本数が少ないと思うのですが、下校時のちょうどいい時間に電車やバスがなくて、待つ時間が発生してしまうのではないかと心配なのですが、本数を増やすなどの対応はありますか。

学務課長 湊線は30数分に1本出ていますし、調整できる部分は海浜鉄道と協議して調整しています。ただし、勝田駅での接続の関係で調整できない部分もありますので、特に下校時の時間については、湊線の時刻に合わせた学校運営をしていく必要があると考えています。なお、駅で電車を待つのではなく、学校の中に待合スペースを作りますので、そこで待っていて、電車の時間がきたら駅に向かう、というように考えています。

原地区の児童・生徒の下校時ですが、路線バスが無いので、スマイルあおぞらバスの時間を調整して、部活動後にも対応できるように何本か用意したいと思えます。

その他（２）洋上学習及び自然体験キャンプの報告について

青少年課長　それでは「平成 30 年度第 28 回ひたちなか市洋上学習」の報告をいたします。

「出あい ふれあい 学びあい みんなでつくろう 思い出の旅」をスローガンとしまして、7 月 22 日（日）から 26 日（木）まで 4 泊 5 日の日程で、大洗港からフェリーを利用して北海道を訪問してまいりました。参加児童は、216 名（男子 108 名、女子 108 名）で、申込み状況としては、募集人数 216 名のところ 322 名の応募があり倍率は 1.49 倍となっております。指導員は、教職員 11 名、医師 1 名・看護師 2 名、一般ボランティア 10 名（内高校生会 5 名）、教育長をはじめとする市職員（教育委員会青少年課）6 名、総勢 30 名が随行いたしました。今年度は、野沢教育長が 3 日間同行され、石狩市での交流に参加されました。

主な日程としまして、1 日目（22 日）は、15 時 15 分に松戸体育館で出航式を行った後、バスで大洗港に向かい「さんふらわあさっぽろ」に乗船しました。フェリー内で夕食をとった後 19 時 45 分に大洗港を出航しました。

2 日目（23 日）は、船内活動としまして、デッキ見学・操舵室見学を行い、13 時 30 分に苫小牧港に到着しました。下船後、バスでサケのふるさと千歳水族館に向かい、サケの孵化放流事業の講話を聴いて、17 時に宿泊地の定山溪温泉の万世閣ミリオーネに到着しました。昨年まで訪れていたポロトコタンは改修工事のため訪問できなかったため、17 時 30 分から宿泊ホテルで、アイヌの講話を聴きました。

3 日目（24 日）は、昨年に引き続き石狩市を訪れ、1688 年（330 年前）に徳川光圀の命により蝦夷地探検の目的で、那珂湊港から「快風丸」という船が石狩に向けて出港し、現地のアイヌの人たちと交流を行った様子を、石狩ガイドボランティアの方々からお話を聞き学習しました。また現地の子どもたちや石狩流星海のメンバーと「石狩シャケサンバ」を踊って交流を深めました。昼食には、提供いただいた郷土料理の石狩鍋を皆でいただきました。午後は、明治から昭和初期にかけて建築された北海道各地の建造物を、移築復元・再現した野外博物館の「北海道開拓の村」を見学してホテルに戻ってきました。昨年同様、移動距離を考えて同じホテルに連泊しました。

4 日目（25 日）は、午前中に小樽市に向かい堺町本通を小グループ行動で散策してお土産などを購入した後に、小樽運河食堂で昼食をとりました。午後は、馬とのふれあいや北海道の豊かな自然を味わえる「馬と自然のテーマパーク」の「ノーザンホースパーク」を訪れて、広大な牧場を見渡せる「馬見の丘」から、北海道ならではのスケールの大きい風景を楽しみました。17 時に苫小牧港からフェリーに乗り大洗に向かいました。5 日目（26 日）は、船内活動として寄せ書きづくりや感想文づくりをして、13 時に大洗港に到着、バスで松戸体育館に向かい 15

時過ぎに解団式を行いました。

「思い出のベスト3」ということで、子どもたちが選んだ1位は小樽市内散策、2位はノーザンホースパーク、3位は石狩市での体験学習・石狩鍋が、それぞれ選ばれました。

続きまして、平成30年度第26回自然体験キャンプについて報告いたします。

8月16日（木）から18日（土）までの2泊3日、場所は茨城県里美野外活動センターで実施しました。募集人員は、小学校5、6年生100名のところ、76名の応募があり、このうち12名がキャンセルとなりましたので、最終的には64名が参加しました。参加児童は、5年生41名、6年生23名、男女別では男子35名、女子29名となり、班編制は男子4班、女子4班の計8班で実施しました。班にはそれぞれ班長、炊事係、資材係、清掃係、保健係、レク係と役割を分担しました。指導員及び事務局については、レクリエーション協会、高校生会、高校生会OG、ボランティア、看護師、インターンの大学生や青少年課職員など計27名が参加しました。

1日目は、松戸体育館西側駐車場に集合し、バス2台で里美野外活動センターに向かい、到着後入所式を行い、お弁当の昼食をとりました。午後には、事前に用意した竹を、のこぎりなどを使って箸やコップ、皿を作りました。今年は出来上がった竹食器に、糊とバーナーで文字や絵を浮かび上がらせるようにして、自分だけのマイ食器ができあがりました。夕食のカレーライス、初めて飯盒でご飯を炊いた児童も多く、まきを使った火起こしで悪戦苦闘したようですが、みんなでおいしくいただきました。夕食後は、子どもたちが楽しみにしているナイトハイキングを行いました。

2日目は、朝食を作って食べた後、午前中は8班を4班ずつ2つに分けて、食べられる野草を探しながらのハイキングと片栗粉で作った糊とバーナーでメニューづくりを交互に行いました。昼食は焼きそばを、夜はそばろ井を作りました。午後は、キャンプファイヤーでの出し物を班ごとに打合せしたり、ダンスの練習をしてから、今年度初めて管理棟で入浴をしました。夜のキャンプファイヤーでは、班の出し物のスタンツやダンス等を高校生会の指導員たちが盛り上げてくれたので、全員一緒になって楽しくダンスを踊ることができました。

3日目は、朝食を食べた後、「来た時よりも美しく」を合言葉に協力して清掃・片付けをしました。はじめ緊張していた子どもたちも、最終日までにはみんな仲良しになり、寄せ書きタイムには、色紙に寄せ書きを書いたり帽子にみんなからサインをもらいました。

気温が10度近くに下がり長袖でも寒い中でのキャンプでしたが、全行程予定どおり実施できました。子どもたちは大きな怪我もなく元気に過ごし、普段の生活では体験できないようなこの3日間は、貴重な財産になり、夏休みの良

思い出になったことと思います。このほか、自然体験キャンプの様子を随時ブログに更新し、後日キャンプの報告書を全員に配布する予定です。

石川委員 洋上学習や自然体験キャンプは大変素晴らしい事業だと思います。市内の子ども達が外へ出て行って交流できるというのは、良い体験になります。1点、検討いただきたい点として、洋上学習には教育長も随行していますが、開催日程である夏休みに入ってしまうと7月下旬や夏休みの終了間際の時期は、事故や事件が多発する時期でもあります。もし大きな事故が起こった際に教育長が不在というのは学校としては大変困るので、実施日程のご検討の材料の一つにいただければと思います。

その他（3）熱中症対策研修会の報告について

保健給食室長 それでは、7月26日に実施しました、熱中症対策研修会についてご報告いたします。

まず、今回の研修会を開催した経緯でございますが、ひたちなか市学校保健会会長である長尾和哉先生から、全国各地の学校現場での熱中症の集団発生や、愛知県の小学校で熱中症による死亡者が発生したことを受けて、ひたちなか市でもこのような事故が起こりうることを認識してほしい、ということで、熱中症対策に関するご指導をいただきました。ご指導の内容としては、各学校において、学校行事に関して、年間予定表にはこだわらず、不用不急の行事については涼しい季節になるまで延期することも検討していただきたい、どうしても活動が必要な場合は、万全の熱中症対策をお願いしたいということで、屋外での活動に際しては、帽子の着用並びに頭部を濡れタオル等でカバーすること、水分と塩分の補給の仕方、室内の活動でも熱中症になりうることを、具合が悪くなった場合の対処方法について、特に、児童・生徒はよほど具合が悪くならない限り、自分からは申し出ないことを認識して、体調の変化に注意してください、というものでした。

この内容につきましては、7月20日に各学校に周知しましたが、夏休み期間中の部活動や学校行事での活動、2学期も猛暑が続くという予報があったことから、臨時校長会、学校保健会養護教諭部会合同での研修会を開催することになりました。出席者については、校長会29名、養護教諭30名、幼稚園長7名、学童クラブ担当1名の計67名です。研修会の内容ですが、長尾先生からのご指導の内容を再確認していただくとともに、熱中症予防関連の資料、環境省の熱中症予防情報サイトの周知を行いました。

また、消防本部警防課に講師をお願いしまして、研修を行いました。指導救急救命士の講師から、体温のしくみ、熱中症とはどういうものなのか、手当てと対処法、ちょっとした豆知識についてご講演いただきました。警防課長からは、自

らが市子ども会育成連合会の会長をしていることから、行事の主催者として、危機管理をどのように行っているか、事故が起こった場合の責任追及や、訴訟問題にも繋がることを念頭に置いて活動しているということ、全ては行動に移すことが重要ということを入れて、危機感を持って対応していただきたい、という講話をいただきました。この研修の内容については、各学校に持ち帰ってもらい、全教職員への周知をお願いしているところです。

出席者からの意見・感想をまとめておりますが、「研修をとおして、予防と勇氣ある決断の大切さを痛感した。校内における対応についても再度見直し、整えておきたい」、「全職員がいつでも行動に移すことができるよう共通理解を図りたい」、「管理職との合同研修会であったため、危機管理意識の高揚が図られ大変良かった」、「熱中症についての対処の仕方がよく分かった」、「教室の室温が35度を超えることもある。学習に専念でき、児童、教職員の健康を害さないためにも、環境整備をお願いしたい」など、多くの意見・感想が寄せられております。

イラストが描かれた熱中症の資料がありますが、佐久医師会にて作成している熱中症啓発のためのパンフレットで、とても見やすく分かりやすいということで、消防本部よりご紹介いただきました。こういうものを使って、家庭への啓発を行うことが重要である、ということでした。また、黒球式熱中症計保有調査の資料がありますが、黒球式熱中症計とは、熱中症のリスクを事前に判断できる、いわゆる暑さ指数を計る器具です。各学校に保有状況を調査した結果、中学校では部活動がありますので、全ての学校で保有しているか購入予定となっておりますが、小学校では保有している学校が少ない、幼稚園でも購入予定ではあるものの保有している園はないということで、同じ機種を各学校に配備した方がよいということになり、9月上旬に各学校へ納品できるよう、準備を進めているところです。

教 育 長 (閉会の宣言)

閉会 15 : 20